

## 第2回いわき市契約適正化委員会

### 1 委員会の概要

---

- (1) 日 時：令和4年2月3日(木) 13時30分～15時30分
- (2) 場 所：Web会議方式
- (3) 出席者：
  - ① 委員  
猪狩堅一委員（委員長）、磯崎泰三委員、川崎友美委員、緑川猛彦委員、渡辺秀徳委員
  - ② 市側  
財政部長、財政部契約課  
土木部長、土木部土木課、土木部道路管理課  
都市建設部長、都市建設部勿来区画整理事務所  
水道局長、水道局総務課、水道局配水課、水道局工務課、水道局浄水課  
医療センター事務局長、医療センター施設管理課
- (4) 次 第
  - ① 開会
  - ② 議事
    - (1) 契約適正化委員会に関する事務取扱要領について
    - (2) 入札・契約の状況について
    - (3) 指名停止の状況について
    - (4) 入札・契約制度について
      - ア 時限措置を設けた入札・契約制度（1者入札）について
      - イ 建設工事等にかかる最低制限価格等の公表について
      - ウ 電子入札制度の導入について
  - ③ その他
    - (1) 次回の日程等について
    - (2) その他
  - ④ 閉会

### 2 発言内容

---

#### 【司会(契約課工事契約係長)】

皆様お揃いでございますので、ただいまから、「第2回いわき市契約適正化委員会」を開催いたします。

はじめに、本日の委員の出席につきましては5名となっており、過半数に達しておりますことから「いわき市契約適正化委員会設置要綱」第5条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、会議の開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため開催方法等が二転三転することとなり、申し訳ありませんでした。

本日は、Web会議形式にて実施して参りますが、説明部署等におきましては複数で対応しているところもありますので、時間の短縮に向け、速やかな進行に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、説明や質問等の発言は、マスク着用、着座にてお願いします。

それでは、事前に送付しております次第に従いまして進めて参りたいと考えておりますが、まず、資料の確認をさせていただきます。

『次第』、『資料1』～『資料6』をお送りしていますが、よろしいでしょうか。  
よろしければ、委員の皆様挙手をお願いします。

(委員賛同)

続きまして議事に入りますが、議事につきましては、設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員長が会議の議長となることとなっておりますので、猪狩委員長よろしく願いいたします。

**【議 長（猪狩委員）】**

これより議事に入ります。よろしくをお願いします。

まず、はじめに、本日の議事概要に署名する委員についてですが、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した磯崎委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員賛同)

異議ないものと認め、磯崎委員よろしくをお願いします。

また、議事概要の公表にあたり、今回は全委員で確認したかと思いますが、会議終了後のすみやかな公表のため、署名する委員と委員長である私が確認した後、市公式ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

(委員賛同)

異議ないものと認め、そのように決定いたします。

**2-(1)契約適正化委員会に関する事務取扱要領について**

**【議 長】**

最初に、「契約適正化委員会に関する事務取扱要領」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局(契約課長)】**

資料1により説明

**【議 長】**

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。  
皆さまいかがでしょうか。

(委員賛同)

異議ないものと認め、この要領に沿った取扱いとします。

**2-(2)入札・契約の状況について**

**【議 長】**

次に、「入札・契約の状況」について、まず事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

資料の説明に入る前に、改めて本市の契約制度について御説明いたします。

本市が建設工事等を発注する際には、「市内業者を優先した発注」を基本的な考え方としています。

この考えは、「いわき市中小企業・小規模企業振興条例」の第14条に定める「市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたって、中小企業・小規模企業の受注の機会の増大を図ることに努めること。」に基づくものです。このため、本店又は本社の所在地が市内である市内業者へ

の発注を基本とし、市内業者で競争性が確保できない場合には、市内に営業所等を有する準市内業者、それでも確保できない場合には、市外業者へと指名の対象を拡大することとしています。

また、競争性を確保するため、随意契約の見積合わせでは2者以上、指名競争入札では5者以上としておりますが、建設工事等の指名競争入札では、より競争性を確保するため、概ね10者を指名することとしているところです。

次に、本市の入札・契約の方法等ですが、地方自治体の契約は公益を目的としており、市が行うものは「地方自治法」等、水道・病院は「地方公営企業法」等の規定に従い、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれかの方法により契約を締結しております。

一般競争入札については、市、水道、病院がそれぞれ定める建設工事等に係る一般競争入札実施要綱により、一般競争入札の対象について、1件あたりの設計金額が、土木一式工事は1,500万円以上、建築一式工事は5,000万円以上などと定めています。

また、指名競争入札についても、それぞれが要綱を定めておりますが、土木一式工事、建築一式工事など主要な5工種につきましては、技術者の数や施工能力等により格付けを行い、工事の規模に応じた発注標準を定めています。この発注標準は、市が定める等級別格付基準の等級に対応する発注の標準となる設計額により、例えば、土木一式工事であれば、特Aは5,000万円以上、Aは1,000万円以上5,000万円未満、Bは500万円以上1,000万円未満、Cは500万円未満等と決められており、この発注標準を水道と病院も準用しています。現在、この発注標準の格付けを基本とし、その格付けの1つ上、または1つ下の等級を指名業者数の4割まで指名することができる取扱いとしています。

なお、水道局においては、独自に「水道施設工事」について格付けを行うとともに、当該工事にかかる一般競争入札及び指名競争入札の基準を定めています。

また、随意契約につきましては、施行令等により「随意契約によることができるもの」が定められているとともに、いわゆる少額随契といわれる1号随契の予定価格の限度額等につきましては、市は財務規則、水道・病院はそれぞれの契約規程で規定しています。

次に、最低制限価格の設定についてですが、施行令において、最低制限価格は、『工事又は製造、その他についての請負の契約』について設定できると定められており、130万円以上の建設工事等の発注にあたり最低制限価格を設定しております。また、請負の契約に限り設定できるとされていることから、物品購入では最低制限価格の設定はできません。

また、契約の結果につきましては、契約締結後に、入札を執行した課の窓口及びホームページで公表しておりますが、法により公表することとされているのは「競争入札に付した公共工事の契約」となっており、随意契約の結果は公表の対象とはなりません。

本市ではそれぞれが「建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する要綱」により、建設工事及び工事にかかる測量調査設計業務の契約について公表するとともに、物品購入の契約につきましても、建設工事に準じて公表しております。なお、仕様・数量等が毎年一定もしくは変動が少なく公表することで、次回の入札において予定価格が類推される可能性が高い物品購入に関しては、競争性が保てないと判断されることから、予定価格と併せて、予定価格が類推される落札率も非公表としています。

お手元の資料については、審議のため非公表の事項も記載しておりますので、取扱いについては十分御注意いただければと思います。また、本日の議事概要の公表にあたり、非公表の部分は「非公表」とさせていただきます。

資料2により説明

(対象案件：市261件、水道局107件、病院47件の合計415件)

### 【議 長】

次に、今回の事案抽出をお願いした磯崎委員から、抽出にあたりどのように確認されたか、また、抽出の理由について、一括して説明していただき、その後各発注部署から報告をお願いし

ます。

#### 【磯崎委員】

抽出にあたって、公平性、公正性、経済性を意識しながら、工事名の類似性、落札率の高い・低い、契約方法の選択、参加業者の多寡に着目し、工事名、予定価格、落札率、業者名、参加業者数の各項目を確認しました。また、特に気になったものについては、公表されている入札結果を参考に確認しました。

抽出理由等は、資料3により説明

#### 【議長】

続きまして、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No. 1～3について、土木部より説明をお願い致します。

#### 【土木部長】

No. 1「市工事等一般 13：都市計画道路 搔槌小路幕ノ内線（柳町工区）道路改良工事」につきましては、都市計画道路の整備のため道路改良工事を発注したものであり、入札方法につきましては、「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱（以下「一般競争入札要綱」という。）」に基づく一般競争入札を行ったものでございます。

No. 2「市工事等一般 33：元年災第 1046 号 杉内・深町線（玉造橋）橋梁災害復旧工事（上部工）・市工事等指名 1：元年災第 1045 号 南畑田・脇線（禰宜内橋）橋梁災害復旧工事（下部工）」及び No. 3「市工事等指名 24：中道 1 号線（松坂吊橋）橋梁災害復旧工事（下部工）」でございますが、いずれも東日本台風で被災した橋梁を復旧するため、橋梁の上部工および下部工の復旧工事を発注したものです。

入札方法につきましては、災害復旧工事の場合、円滑かつ迅速な対応を求められることから、基本的には地元業者を対象とした指名競争入札とすることとしておりますが、橋梁の上部工に関する復旧工事は、当該橋梁の構造上、地元の業者では対応できないことから、一般競争入札要綱に基づく一般競争入札としました。また、橋梁の下部工の復旧工事につきましては「いわき市災害復旧工事等に係る契約方法及び指名競争入札参加者の指名の基準の特例に関する要綱（以下「特例要綱」という。）」を適用し、指名競争入札としたものです。

詳細については、担当課が説明しますのでよろしく申し上げます。

#### 【土木課（統括土木相談専門員）】

No. 1（一者応札かつ落札率が極めて高い契約である。）につきましては、当該工事の発注は、建設業者選定委員会の審議を経て、発注標準比較表に基づく参加要件により一般競争入札を行ったものです。参加要件に合致する業者の数は、最大で 42 者おりましたが、開札の結果、応札した者は 1 者であり、落札率が 99.96%となったものです。この結果については、適正な事務手続きにより入札を行った結果であると捉えております。

なお、予定価格の算出基礎となる積算基準類や積算単価については、福島県のホームページ等で公開されており、応札者は、予定価格に極めて近い金額を算出することは可能であります。当課からの説明は以上です。

#### 【道路管理課（主幹兼課長補佐）】

No. 2（上部工と下部工の違いはあるものの、同様の名称の契約であるが、入札方法が異なる。また、工事等指名 1 の案件は一者応札かつ落札率が極めて高い契約である。）につきましては、いずれの工事も東日本台風で被災した橋梁の災害復旧工事であり、円滑かつ迅速に対応することが求められていることから、特例要綱に基づく指名競争入札による発注を行うことができたものでしたが、上部工の工事につきましては、鋼製の橋梁を製作・架設する鋼構造物工事であることから、市内に施工実績を持つ者がいないため、準市内及び市外業者を含めた計 216 者を対象に、

一定の条件を設定し一般競争入札要綱に基づく一般競争入札としたものです。この結果、応札者が1者であり、落札率が99.5%となったものです。

一方、下部工の工事につきましては、橋梁を支える土台を現地で鉄筋コンクリートを用いて製作する土木一式工事であり、市内業者において実績を有する者がいることから、特例要綱を適用し、指名競争入札としたものです。この結果、指名した11者のうち、応札者が1者であり、落札率が99.87%となったものです。

また、No.3(参加業者数が少なく(公表している入札結果からは不参加者が多い)、落札率が高い契約である。指名の理由も公表されていない。)につきましては、先ほどの下部工の工事と同様に、災害復旧工事であるため、地域性と技術力を考慮して10者を選定し指名競争入札を行ったものです。この結果、指名した10者のうち、応札者が2者であり、落札率が99.52%となったものです。

これらの結果につきましては、適正な事務手続きにより入札を行った結果であると捉えております。指名の理由の公表につきましては契約課にて説明をお願いします。

当課からの説明は以上です。

#### 【契約課(参事兼課長)】

指名の理由の公表につきましては、当課において入力を失念していたものです。申し訳ございませんでした。

なお、当該理由については、先ほどの下部工の工事と同様「等級別格付基準、及び施工場所の地理的要件」となります。

#### 【議長】

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、磯崎委員いかがですか。

#### 【磯崎委員】

1点ほど確認ですが、No.2の一般競争入札の案件について、市内の業者に実績がなかったため一般競争入札を選択したということですが、先ほど、災害復旧工事では迅速性が求められるという説明がありましたが、対象を市外、準市内の業者に広げた指名競争入札という形は検討されたうえで、最終的に一般競争入札としたのでしょうか。

#### 【道路管理課】

本工事は、一般競争入札要綱に基づく一般競争入札といたしました。

#### 【磯崎委員】

下部工の工事が指名競争入札となっていたことから、当該工事も災害復旧工事という特質性であれば、指名競争入札もあり得たのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

#### 【道路管理課】

指名競争入札での発注はないと判断しました。

#### 【磯崎委員】

分かりました。ありがとうございました。

#### 【議長】

他に何かございませんか。

この委員会は、いわき市の適正な入札・契約事務の向上を図るため、定期的な報告を受け、それに対して意見を述べるのが大切な役割となりますので、委員の皆さま、積極的に発言いただ

ければと思いますが、いかがでしょうか。

川崎委員お願いします。

**【川崎委員】**

No. 2 の案件ですが、過去 15 年間の施工実績を条件としていますが、何者が入札に参加できるかを把握しているのでしょうか。

**【道路管理課】**

コリンズで調査した結果、入札参加有資格者名簿に登録のある 216 者のうち参加要件を満たしているのは準市内が 4 者、市外が 60 者の合計 64 者となっております。

**【川崎委員】**

ありがとうございました。

**【議 長】**

他にございませんか。

渡辺委員お願いします。

**【渡辺委員】**

初歩的な部分をお尋ねします。

予定価格が 1,500 万円以上であれば一般競争入札という規則があったと思うのですが、No. 2 においては予定価格が 2 億円を超えていても指名競争入札になっています。その考え方や制度上の整合性はどのようになっているのでしょうか。

**【事務局】**

事務局から説明させていただきます。

災害復旧工事に関しては、金額にかかわらず指名競争入札または随意契約で発注することができるという「いわき市災害復旧工事等に係る契約方法及び指名競争入札参加者の指名の基準の特例に関する要綱」を令和 2 年 7 月に制定しており、これに基づき、災害復旧等の工事については、迅速な発注ができる制度となっております。

**【議 長】**

他にございませんか。

緑川委員お願いします。

**【緑川委員】**

下部工の指名競争入札について「不参加」が多いのですが、何か考えられる要因はありますか。

**【道路管理課】**

推測とはなりますが、現在、福島県が実施している夏井川や好間川等の河川改良事業など東日本台風の災害復旧事業が多数行われており、市内の業者も多数受注しているため、本工事に手が回らない状況となっていると考えられます。

しかし、今年度の市道工事の発注においては、応札者は少ないものの落札しており、入札不調となることはありません。

**【緑川委員】**

ありがとうございました。

**【議 長】**

他にございませんか。  
ないようですので、土木部の説明についてはよろしいでしょうか。  
(委員賛同)

**【司 会】**

土木部については、退出願います。

**【議 長】**

続きまして、No. 4について、都市建設部より説明をお願い致します。

**【都市建設部長】**

No. 4「市工事等一般 35：勿来錦第一土地区画整理事業 区画道路6-52号線外1線道路築造工事」・「市工事等指名 18：勿来錦第一土地区画整理事業 区画道路6-63号線道路築造工事」の抽出理由の「同様の名称の契約であるが、入札方法が異なる」につきましては、一般競争入札要綱第2条1項に基づき、土木一式工事の1件当たりの設計金額が1,500万円以上の工事については一般競争入札の対象とし、設計金額が1,500万円未満の工事につきましては、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」第3条の付録第2の6号に基づき指名競争入札の対象としております。

以上のことから、設計金額1,500万円以上となる「勿来錦第一土地区画整理事業 区画道路6-52号線外1線道路築造工事」については一般競争入札とし、設計金額1,500万円未満となる「勿来錦第一土地区画整理事業 区画道路6-63号線道路築造工事」については指名競争入札としております。

概要につきましては以上でございますが、詳細については、担当所長からご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**【勿来区画整理事務所(参事兼所長)】**

No.4(同様の名称の契約であるが、入札方法が異なる)について、同じような工事名ではありませんが、工事箇所、工事規模、工事期間が異なる別の工事となります。

都市建設部長の説明にもございましたが、それぞれの工事の規模等を勘案して入札方法を選定しており、設計金額により、一般競争入札又は指名競争入札を採用しております。

当事務所からの説明は以上です。よろしくお願ひします。

**【議 長】**

ただいまの都市建設部の説明について、磯崎委員いかがでしょうか。

**【磯崎委員】**

1点だけ確認させてください。設計金額が1,500万円を下回る工事については、一般競争入札を検討することはほとんどないということでしょうか。

**【勿来区画整理事務所】**

一般競争入札の検討というよりも、規模がそれほど大きくない工事につきましては、地元の業者に発注することが地区における経済的な観点や業者育成の観点からもよりベターであると考えており、要綱等の規定の範囲においてこのような発注をしております。

**【磯崎委員】**

先ほど事務局から説明があったいわき市の発注等の考え方に沿って判断されているということでしょうか。ありがとうございます。

**【議 長】**

他の委員の方いかがでしょうか。  
川崎委員お願いします。

**【川崎委員】**

No.4の一般競争入札について参加業者数が21者とかなり多いのですが、その要因が何か、推測にはなるかとは思いますが分析はしていますか。

**【勿来区画整理事務所】**

区画整理事業区域内の工事については、安全施設等の負担も少なく、地区内の地権者への対応など色々な面で施工条件が良いと捉えられているのではないかと考えております。

**【川崎委員】**

それから、もう1点参考までに教えてください。  
建設工事入札参加者及び入札結果一覧表の入札結果において、「辞退」と「不参加」とありますが、その違いはどういうことでしょうか。

**【勿来区画整理事務所】**

「辞退」は開札日以前に辞退の連絡があったもの、「不参加」は事前に連絡が無く入札に参加しなかったものです。

**【川崎委員】**

ありがとうございます。

**【議 長】**

都市建設部の説明についてはよろしいでしょうか。  
(委員賛同)

**【司 会】**

都市建設部については、退出願います。

**【議 長】**

続きまして、No.5からNo.7について、財政部より説明をお願い致します。

**【財政部長】**

No.5「市物品13：平南部学校給食共同調理場調理用大型備品」につきましては、厨房用品の購入にあたり、発注課からメーカーの指定があったことから、市内・準市内の事業者42者に対し、当該製品の取扱いの可否を調査し、取扱いが可能と回答した7者を指名したものです。

No.6「市物品26：国保税啓発用パンフレット」・「市物品27：国保ポケットブック」につきましては、いずれも発注課において審査し、選定したものを当該パンフレット等の出版元との随意契約により購入したものです。

No.7「市物品89：納税通知書（口座振替、納組員用）外3件」につきましては、前回の発注において入札金額が1位と2位の事業者より参考となる見積を徴収し、予定価格及び最低制限価格を設定し発注したものです。

概要につきましては以上でございますが、詳細については、担当課長から説明いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

### 【契約課】

契約課で購入する物品は、市長部局では1件当たり10万円以上、教育委員会では1件当たり1,000万円以上のものについて、各発注課からの依頼により入札の事務を行っているもので、その額未滿のものは各発注部署で直接購入しています。

No.5(予定価格が高額かつ落札率も高い一方で、指名競争入札が選択されている)につきましては、当該物品の購入にあたり、発注課よりメーカーの指定がありました。メーカー指定の理由といたしましては、給食センターの改修にあたり、既存の設備を可能な限り再利用する予定であり、既存のメーカー以外の厨房機器を購入した場合は追加で改修工事が必要になるというものです。

このため、発注課から指定のあったメーカーの可否調査を、施設用厨房機器の品目を登録している市内、準市内合わせて42者に実施し、取扱いを可とした市内6者と準市内1者を指名したものです。

予定価格が高いのにもかかわらず指名競争入札である理由ですが、本市においては建設工事等に関する一般競争入札の規定はございますが、物品購入は基本的に指名競争入札となっております。

また、今回は、参加できる業者数が少ないので、施行令で定める「競争に加わる業者が少数の場合は指名競争入札に付すことができる」にも該当しており、問題ないと考えております。

落札率については、取扱いを可とした業者のうち2者から参考となる見積を徴し予定価格を設定しましたが、物品の購入ですので、その額に近い金額となったということでございます。

No.6(国保税関連の物品について、同じ業者が1者のみで参加し、かつ落札率100%の契約である)につきましては、いずれも発注課において審査員7名による審査が行われ、パンフレットは7種類から、ポケットブックは5種類から選定されたものを当該出版元と随意契約で購入したものです。それぞれの販売価格を予定価格としていることから、落札率が100%となったものです。

また、選定された業者がたまたま同じだったため同一の業者となっているものです。

No.7(落札率が低く、最低制限価格を下回った業者が2者ある)につきましては、本案件は、毎年発注している印刷物であり、前年度の入札において1位及び2位であった事業者から、参考となる見積を徴し、それをもとに予定価格を設定しています。また、この案件は印刷製本となるため、最低制限価格を設定し、市内5者と準市内1者で指名競争入札を行ったものです。

予定価格の設定については、通常このように2者から見積を徴して設定しており問題ないと考えておりますが、結果として、落札率が低くなっていることから、今後において予定価格の設定方法等を見直す必要があるのかなと思います。

当課からの説明は以上です。

### 【議 長】

ただいまの財政部の説明について、磯崎委員いかがでしょうか。

### 【磯崎委員】

2点ほど確認させてください。

国保関係のパンフレット等の審査については、現物の内容や価格等を考慮して選定したということではよろしかったでしょうか。

### 【契約課】

はい。発注課である国保年金課において、7名の審査員が審査を行い、当該パンフレット等が選定されたものです。

### 【磯崎委員】

No.7の最低制限価格をお答えいただくことは可能でしょうか。

**【契約課】**

印刷製本の最低制限価格の設定方法は公開しておりませんが、基準額以上の発注時には最低制限価格を設定しており、この案件ですと概ね「非公表」円となっております。

**【磯崎委員】**

最低制限価格の設定に関して、どのような考えになっているのでしょうか。

**【契約課】**

工事等については国で定めた設定方法等がありますが、印刷製本の場合は国で定めた基準はございませんので、市独自に定めた設定方法等となります。基準といたしましては、概ね「非公表」円となっております。

**【磯崎委員】**

ありがとうございました。

**【議 長】**

ほかにごいませんか。  
緑川委員お願いします。

**【緑川委員】**

No.5について教えてください。

これは物品の購入のみということですが、厨房機器の設置はどのようにしたのでしょうか。  
工事を伴わない設置なので指名競争入札、工事を伴う設置の場合は一般競争入札になるのでしょうか。その考え方について教えてください。

**【契約課】**

全面改修工事等で厨房機器の設置も工事に含まれるのであれば工事としてみなされる部分もありますが、今回の場合は、大きな厨房機器の交換ということで、購入して据え付けるということも含んだ物品の購入となります。

**【緑川委員】**

今回の場合は、厨房機器の購入なので指名競争入札としたという理解でよろしいでしょうか。

**【契約課】**

はい、そのとおりです。

**【議 長】**

渡辺委員お願いします。

**【渡辺委員】**

No.5に関連しまして、県の取扱いを申し上げますと、160万円以上の物品購入又は250万円以上の印刷物については、条件付きの一般競争入札を行うこととなっております。

参考までに、県の制度について報告させていただきました。

**【契約課】**

ありがとうございます。

**【議 長】**

財政部の説明については、よろしいでしょうか。  
(委員賛同)

続きまして、No. 8 から No. 12 について、水道局より説明をお願いします。

#### 【水道局長】

一括して説明させていただきます。

No. 8 「水道工事等一般2：平浄水場管理棟無停電電源装置改良工事」の抽出理由「当該請負業者の参加した案件は、参加業者数が少なく、比較的落札率も高い」についてのうち、「参加業者数が少ない」については、参加要件の考え方により 66 者を対象として、一般競争入札を執行したところです。一般競争入札は、1 者のみの参加でも競争性があることから、不参加事業者への聞き取り等は実施していませんが、応札者なしの不調時に不参加理由を聞き取った例で申しますと、監督者や技術者の確保が困難、工事期間の調整が困難等、事業者側個別の事情によるものでした。

また、「比較的落札率 (92.0%) が高い」につきましても、当該工事は、無停電電源装置の機器費用が主であり、直接工事費が工事価格全体の 95.5% を占めている工事です。直接工事費が高いと諸経費総額が少ないとも言えますので、工事費用の削減が困難であることが、落札率が高くなる要因の一つと想定されます。

このことは、先ほどの参加者数が少なかった要因の一つとも推察されます。

次に No. 9 「水道工事等随契3：下タ道配水池外5箇所計装設備改良工事」外の抽出理由「当該請負業者との随意契約の件数が比較的多い」につきましても、これらは「メタウォーター(株)」の唯一の市内代理店である植田電機(株)との随意契約となりますが、当該事業者が、通信設備や計測器を一体的にコントロールしている計装設備を当初設置する際に、水道局の仕様に基づき、独自に設計、施工していることから、今回の工事を含めメーカー独自のシステムに係る機器の更新では、部品の調達やシステム全体に精通している当該請負業者に発注することとなります。また、同様の理由から、当該メーカーの市内唯一の代理店である植田電機(株)との随意契約となる発注が多くなるものです。

また「水道工事等随契7：法田第一ポンプ場外1箇所送水ポンプ修繕工事」外につきましても、別の事業者（東北機電工業(株)）への随意契約が多いのは同様の理由によるものです。

次に No. 10 「水道物品1：ガスクロマトグラフ質量分析装置購入（買替）」の抽出理由「落札率が低い」につきましても、予定価格を決定する際には、契約課と同様に、数量やその他の条件を示して、複数の事業者から見積を徴して予定価格を作成しておりますが、3者全ての応札率が低かったことから、実勢価格に近い金額で応札されたものと思います。

また、契約課からの説明のとおり、物品には最低制限価格は設けておりませんが、検収は仕様書通りに入っていることを確認しておりますので、適正な契約と考えております。

次に No. 11 「水道工事等指名1：無線設備更新工事」・「水道物品3：移動局無線設備（携帯型）購入（買替）」につきましても、いずれも指名競争入札でございます。

抽出理由の「無線設備に関する契約が同一請負業者である」につきましても、それぞれ、総務省や電波法の資格を持った業者を選定して指名しております。工事では3者が適合、物品では4者が適合しており、指名競争入札を行った結果、同一の請負業者となったものです。

次に No. 12 「水道物品8：貯蔵品（メーター）購入No.6（300電磁・1個）」の抽出理由「入札結果について公表されていない」につきましても、「いわき市水道局物品購入等に係る入札及び契約の公表に関する要領」において公表の対象を競争入札により執行したものとしておりますが、この案件は随意契約であったことから公表はしていません。

なお、情報開示の制度を活用すれば、予定価格等非公表となるものを除き内容を知ることができます。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

#### 【議長】

ただいまの水道局の説明について、磯崎委員いかがでしょうか。

**【磯崎委員】**

No.9については、特定業者との随意契約が多いということに関しましては、機器等の特質性の関係で随意契約としているという説明でしたが、No.9以外の工事もですが、同様の工事であったと理解してよろしいでしょうか。

**【水道局長】**

その通りでございます。

なお、随意契約にするのか、指名競争入札にするのか、一般競争入札にするのかにつきまして、局内で業者選定委員会を設けており、工事の内容を確認して決定しています。

**【磯崎委員】**

もう1点確認したいのですが、No.12は随意契約ということで公表の対象外となっておりますが、資料の中に、随意契約に落札率の記載があったのですが、これはどういったものでしょうか。

**【水道局長】**

落札率については、予定価格と落札価格との割合となり、こちらについては、非公表となっています。

**【議 長】**

他にございませんか。

緑川委員お願いします。

**【緑川委員】**

No.10について教えてください。

よくあるケースとして、物品を購入した場合、安価で納品したもののその後はそれっきりという業者もある。購入するにあたり、仕様書に、何か問題が生じた場合に備え1年間の保証等を記載しているのでしょうか。

**【水道局長】**

1年間の保証は記載しています。

**【緑川委員】**

わかりました。

その方が安全ですね。ありがとうございます。

**【議 長】**

水道局の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

では、続きまして、No.13からNo.15について、医療センターより説明をお願いします。

**【医療センター事務局長】**

はじめに、No.13「医療工事等指名1：臨時第2駐車場撤去工事」の抽出理由「指名理由が地理的要因とされているが、当該地域には、登録名簿上、指名業者以外にも相当数の業者が存在する」につきまして、工事の施工に必要な基盤を有する事業者、この場合、解体工事許可業者及び「建設工事における入札・契約制度の見直しについて」の通知に基づき、地元企業の保護を図る観点

などから、内郷地区の事業者、技術者を選定したものであります。

次に No. 14「医療物品 43：生理検査システム エコー連携」の抽出理由「高額な契約であるにもかかわらず、参加業者数が少ない」につきましては、メーカーを指定して購入する必要がありましたことから、あらかじめ製品取扱いがあるかどうか、調査した上で、取扱いを可能とした業者 2 者を選定し、指名競争入札を行ったものです。

また、医療センター物品全般におきまして「参加業者数が 2 ないし 3 と少ない」につきましても同じ理由によるものです。

次に No. 15「医療物品 20：超音波画像診断装置」の抽出理由「同じ名称の契約が多数ある」につきましても、医療機器が同じ名称でも、診療科によって診断する部位、診療の方法など、それぞれに適したスペックの異なる機種が多数存在していること、また、購入の時期も異なることなどにより、名称の同じ医療機器の契約が多数存在するものであります。

概要は以上でございます。

詳細は担当の方からご説明するのでよろしく申し上げます。

#### 【施設管理課（参事兼課長）】

No. 13（指名理由が地理的要件とされているが、当該地域には、登録名簿上、指名業者以外にも相当数の業者が存在する）の業者選定の理由でございますが、業者の選定にあたりましては、財政部長発の記載の通知に基づき、内郷・三和・好間区域内から、10 者以上を選定するものであります。本工事が、土木工作物等の解体撤去を要する工事であること、及び市内各地区の地元企業の保護育成を図る観点などから、入札参加有資格者名簿に、解体工事での登録があり、かつ、解体工事の建設業許可を有する内郷地区の業者 10 者を選定したものであります。

なお、本事案を抽出した理由に対しましては、内郷地区のみで指名可能な業者が、10 者ありましたことから、財政部長通知において、「地元企業の保護育成を図る観点から、より一層地域要件を重視した選定方法とする。」という趣旨を踏まえまして、本工事については、工事個所の内郷地区から 10 者のみを指名したところであります。

次に、No. 14（高額な契約であるにもかかわらず、参加業者数が少ない）につきましては、物品購入の概要を簡潔に申し上げますと、現行の生理検査システムに未接続となっている超音波画像診断装置の画像について、電子カルテへの自動取込みが可能となるよう、既に導入されている同システムのサーバーを拡張し、装置とシステムの接続を行うものでありますことから、現行メーカーのみが対応可能であるため、メーカーを指定する必要がありました。

このことから、入札参加 有資格者名簿に登録されている市内、準市内、県内の業者に対して、当該製品の取扱いについて調査し、取扱いが可と回答した者すべてを選定したものであります。

なお、本事案を抽出した理由に対しましては、取扱い可能な業者のみを指名したため、参加業者が少なかったものであります。

また、「医療センター物品全般において、参加業者が 2 ないし 3 と少ない。」につきましては、医療機器の購入にあたっては、診療・診断する上でのニーズなどにより、医療現場から、機種を指定してくるケースが多数あり、これにより、取扱い可能な業者が限られてしまうため、参加業者の少ない事案が、多数発生しているものであります。

次に、No. 15（同じ名称の契約が多数ある）につきましても、物品購入の概要でございますが、内視鏡センターにおいて、エコーガイド下で穿刺を行うための超音波画像診断装置の更新を行ったものであります。このため、当該装置の更新にあたり、2 機種を試用・比較した結果、操作性や画質等で優れている装置を購入するため、メーカーと機種を指定する必要がありました。

このことから、入札参加 有資格者名簿に登録されている市内、準市内、県内の業者に対して、当該製品の取扱い調査を実施し、取扱いが可と回答した者すべてを選定したものであります。

なお、本事案を抽出した理由に対しましては、同じ名称の医療機器であっても、診断する部位や、診療のニーズなどによって、それぞれに適したスペックの異なる機種が多数存在することや、購入時期が異なることなどによりまして、同じ医療機器名の契約が、多数存在することとなります。当課からの説明は、以上であります。

よろしく申し上げます。

**【議 長】**

ありがとうございます。

ただいまの医療センターの説明について、磯崎委員いかがでしょうか。

**【磯崎委員】**

No.13 について、内郷地区で 10 者選定したということなのですが、前提として、解体工事の許可を有する業者だとは思いますが、10 者以上あるのかなと思ったのですが、10 者以上あれば、10 者にした具体的な理由があれば教えてください。

**【施設管理課】**

内郷地区で 10 者、好間地区で 9 者、三和地区で 4 者となっておりますが、内郷地区でちょうど 10 者となったことから、当該 10 者を選定したものです。

**【磯崎委員】**

No.15 について、機器や部位等によって異なる場合があると説明がありましたが、機器等の更新時期が重なっていたためか、数が多く、印象に残ったのですが、今後も断続的に、毎年のように続くという認識でよろしいでしょうか。

**【施設管理課】**

選定理由になりますが、診療科によってスペックの異なるものを指定するため、購入時期が異なる場合もあり、そのため参加業者数が少なくなるということでございます。

計画的に審査をしながら、機種を選定しているところでありますので、同じ機器、同じ時期で購入できれば、一括で発注も可能ですが、そういったことは少ないです。

また、年間で 100 件以上機器の購入を行うので、毎月委員会を設けて、選定して購入しております。

**【議 長】**

他にございますか。

では、医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された 15 件について、各部署からの説明は以上となりますが、ほかにご意見等はありませんか。

なければ、「入札・契約の状況について」は以上となります。

**2-(3)指名停止の状況について**

**【議 長】**

続きまして、「指名停止の状況について」です。

事務局から説明をお願い致します。

**【事務局】**

指名停止につきましては不誠実な行為を行った事業者を一定期間入札に参加させない措置となり、流れは、発注部署において事業者の行為を知ったときには、指名停止を検討する部署に報告するというところでございまして、「いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱」、「いわき

市競争入札有資格者指名停止等措置要綱運用基準」に記載されています。

いわき市以外が発注した公共工事で指名停止としているものは福島県を参考にしております。また、いわき市が発注した工事等については詳細を確認して措置を決定しています。資料5により説明

**【議 長】**

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。では、「指名停止の状況について」は以上となります。

**2-(4)入札・契約制度について**

**【議 長】**

続きまして、「入札・契約制度について」です。事務局から説明をお願い致します。

**【事務局】**

資料6により説明

**【議 長】**

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。では、「入札・契約制度について」は以上となります。

**3 その他 (1)次回の日程等**

**【議 長】**

続きまして、「その他」に入ります。「次回の日程等について」について、事務局から説明をお願い致します。

**【事務局】**

第3回の開催につきましては、6月の予定となります。日程の詳細につきましては、事務局で調整の上、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願ひします。また、事案を抽出していただく委員につきましては、前回の委員会において、輪番とさせていただきますので、50音順で、次は、川崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【川崎委員】**

承知いたしました。

**【議 長】**

では、次回の事案抽出は川崎委員お願いします。また、開催の日程については、事務局で調整をお願いします。

**3-(2)その他**

**【議 長】**

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

**【事務局(契約課長)】**

まず私から2点説明させていただきます。

まず会議の開催方法なのですが、これまで対面で進めてきたのですが、今回 Web でできるようになりましたので、今後コロナが続くのであれば Web でやらせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(委員賛同)

ありがとうございます。

それから、今回の会議の中で私から説明した印刷製本関係の最低制限価格等について、非公開となっておりますので、公開するときは消しますのでご了承いただければと思います

その他につきまして、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから、入札・契約に関する質問や意見等をご自由に発言していただきたいと考えております。

よろしくをお願いします。

**【議 長】**

委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はございませんか。

**【磯崎委員】**

契約一覧表の物品購入に係る部分なのですが、参加事業者1者の場合、随意契約なのか競争入札で1者だけが参加したのか分かりづらいので、わかりやすく表記していただくのは可能でしょうか。

**【事務局】**

見直しさせていただきますと思います。

**【議 長】**

ほかにごございませんか。

なければ、以上をもちまして会議は終了となります。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

## 4 閉会

**【司会】**

以上をもちまして、第2回いわき市契約適正化委員会を閉会します。

皆様、誠にありがとうございました。事務局が最後に退出しますので、皆様、退出願います。